六、一二二四の一〇、一二二五の一、一二二五の一一、一二二五の一二、一二二七の二、一八七八の一、二二八四、二二八四の一、二二八五、二二八六、二二八八の四、二二八八の五、二二八九の一、二二八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉三山二二九五・字堰口二三二七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市西川登町大字神六字松尾二七六一三の一、二七六一四の四から二七六一四の六まで、二七六一六の二、二七六一七、二七六二一、二七六二二、二七六二四、二七六二八の三、二七六二八の四、二七六三三の一、二七六三六、二七六三九の二、二七六五三、二七六五七の三、字余り二七六六四の一、二七六六六の一、二七六六七の一、二七七四一、二七七四二、二七七四四の一、二七七四四の二、二七七四五、二七七四七、二七七七一の一、二七七七二、二七八一二の一、二七八一二の二、二七八一二の三、二七八一二の四、二七八一三の一、二七八二七、二七八二八、二七八二九の二、二七八三〇の二、二七八三二の一、二七八三二の二、二七八三四の一から二七八三四の四まで、二七八三六の二、二七八四一、二七八四二の一、二七八四二の二、二七八四三、二七八四八、二七八四九の一、二七八四九の二、二七八五〇、二七八五一、二七八五二の一から二七八五二の四まで、二七八五三の一、二七八五三の二、二七八五四、字椎ノ木谷二七八五六、二七八五七の二、二七八五八の一、二七八五八の三から二七八五八の五まで、二七八六七、二七八六八、二七八七一、二七八七二の一、二七八七三の一五、二七八七三の二一、二七八七七の一、二七八七九の二、二七八九八の一から二七八九八の三まで、二七八九九、二七九〇二、二七九一五の一から二七九一五の三まで、二七九一六の一、二七九一六の二、字蛇谷二七九三三の三、二七九三四、二七九三五、二七九四一、二七九四二の二から二七九四二の四まで、二七九四三から二七九四七まで、二七九五九の三、二七九六〇、二七九六三、二七九六八から二七九七〇まで、二七九七六、二七九七九、二七九八一、二七九八三の六、二七九八五、二七九八六、二七九九〇から二七九九三まで、二七九九五、二七九九七、二七九九九、二八〇〇〇の二、二八〇〇〇の九、二八〇〇〇の一一から二八〇〇〇の一四まで、二八〇〇〇の一六、二八〇〇〇の一七、字高名畑二八〇〇一の二、二八〇〇二、二八〇〇三の二、二八〇〇三の四、二八〇〇六から二八〇〇九まで、二八〇一二、二八〇一三、二八〇二六、二八〇二七の一、二八〇二七の三、二八〇二八、二八〇二九、二八〇三〇の一から二八〇三〇の三まで、二八〇三一から二八〇三八まで、二八〇三九の一、二八〇四〇の一、二八〇四一の一、二八〇五九の一〇、二八〇五九の一一、二八〇五九の一三、二八〇七九、二八〇八八から二八〇九〇まで、二八〇九六、二八〇九七、二八〇九八の三、二八〇九九から二八一〇一まで、二八一〇五の二、二八一〇八から二八一一一まで、二八一一二の一から二八一一二の三まで、二八一一五の一、二七八二七、二七八二八、二七八二九の二、二七八三〇の一、二七八三二の一、二七八三四の一から二七八三四の四まで、二七八三六の二、二七八四一、二七八四二の一、二七八四二の二、二七八四三、二七八四八、二七八四九の一、二七八五〇、二七八五一、二七八五二の一から二七八五二の四まで、二七八五三の一、二七八五三の二、二七八五四、字椎ノ木谷二七八五六、二七八五七の二、二七八五八の一、二七八五八の三から二七八五八の五まで、二七八六七、二七八六八、二七八七一、二七八七二の一、二七八七三の一五、二七八七三の二一、二七八七七の一、二七八九八の一から二七八九八の三まで、二七八九九、二七九〇二、二七九一五の一から二七九一五の三まで、二七九一六の一、二七九一六の二、字蛇谷二七九三三の三、二七九三四、二七九三五、二七九四一、二七九四二の二から二七九四二の四まで、二七九四三から二七九四七まで、二七九五九の三、二七九六〇、二七九六三、二七九六八から二七九七〇まで、二七九七六、二七九七九、二七九八一、二七九八三の六、二七九八五、二七九八六、二七九九〇から二七九九三まで、二七九九五、二七九九七、二七九九九、二八〇〇〇の二、二八〇〇〇の九、二八〇〇〇の一一から二八〇〇〇の一四まで、二八〇〇〇の一六、二八〇〇〇の一七、字高名畑二八〇〇一の二、二八〇〇二、二八〇〇三の二、二八〇〇三の四、二八〇〇六から二八〇〇九まで、二八〇一二、二八〇一三、二八〇二六、二八〇二七の一、二八〇二七の三、二八〇二八、二八〇二九、二八〇三〇の一から二八〇三〇の三まで、二八〇三一から二八〇三八まで、二八〇三九の一、二八〇四〇の一、二八〇四一の一、二八〇五九の一〇、二八〇五九の一一、二八〇五九の一三、二八〇七九、二八〇八八から二八〇九〇まで、二八〇九六、二八〇九七、二八〇九八の三、二八〇九九から二八一〇一まで、二八一〇五の二、二八一〇八から二八一一一まで、二八一一二の一から二八一一二の三まで、二八一一五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山荒川字松尾九五二の五、字登立九六四の三三、九六四の五八、厳木町鳥越字ウツボ谷三八四の一から三八四の三まで、三八六、三八七、四〇〇、四〇一、四〇三、四〇五の一、四〇五の二、四〇八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ウツボ谷三八四の一から三八四の三まで、三八六、三八七、四〇〇、四〇一、四〇三、四〇五の一、四〇五の二、四〇八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県多久市東多久町大字別府二九四九の九一八から二九四九の九二〇まで、二九四九の一二五四、六七九九の一（次の図に示す部分に限る。）、神埼市脊振町服巻字釜蓋一二二〇の五、一二二〇の六、一二四五の八、一二四五の九

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字下熊川字二本松一二二四の三、一四二一の一から一四二一の三まで、一四二二の一、一四二二の三、一四二二の四、富士町大字上熊川字山犬谷三四九一の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）